

「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の実習等に関する取扱いについて

令和 6 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」）が成立し、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行される予定です。この法律は、教育・保育等を行う事業者に対し、児童等（乳幼児、小学生、中学生、高校生等）への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。本法の施行により、学校や保育所等における教育実習・保育実習、その他児童等と接する諸活動を行う本学の学生の皆さんにも影響が生じるため、以下の重要事項をご確認ください。

1. 実習等の実施前における犯罪事実確認について

法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日予定）以降、児童等と接する実習等を行う前に、実習施設（学校・園等）から法に基づく「犯罪事実確認」（特定性犯罪前科の有無の確認）が行われる可能性があります。この確認において特定性犯罪前科が確認された場合、法の規定に基づき「児童対象性暴力等のおそれがある」と判断され、児童等に接する実習や諸活動を行うことができません。

※特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む）に関する一定期間内の前科を指します。

2. 各種免許・資格の取得および卒業・修了要件に関する実習等について

本学の教育課程において、児童等と接する実習が必須となっている免許・資格の取得を目指す場合、実習を行うことができない場合は、その取得要件を満たすことができません。また、実習が卒業・修了の必須科目となっている場合は、卒業・修了ができない可能性があります。対象となる学部・学科・専攻等は以下の通りです。

【西九州大学（学部）】

- ・ 子ども学部（子ども学科、心理カウンセリング学科）
- ・ 健康栄養学部（健康栄養学科）
- ・ 健康福祉学部（社会福祉学科、スポーツ健康福祉学科）
- ・ リハビリテーション学部（リハビリテーション学科 理学療法学専攻／作業療法学専攻）
- ・ 看護学部（看護学科）
- ・ デジタル社会共創学環

【西九州大学（大学院）】

- ・ 生活支援科学研究科（子ども学専攻、臨床心理学専攻、健康福祉学専攻、栄養学専攻、リハビリテーション学専攻、看護学専攻、スポーツ科学専攻 等）

【西九州大学短期大学部】

- ・ 幼児保育学科
- ・ 地域生活支援学科（食健康コース、介護福祉コース、多文化コース）

3. 入学手続に際しての同意・誓約について

入学手続の際には、本件に関する同意書をご提出いただくほか、実習等の活動前にも改めて誓約書（実習施設等が行う「犯罪事実確認」への同意、特定性犯罪前科がないことについての誓約等）をご提出いただくことになります。

【参考：こども性暴力防止法について】

制度の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁：「こども性暴力防止法」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、本学のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

学校法人 永原学園 西九州大学 / 西九州大学 短期大学部

（神埼キャンパス：0952-52-4191、佐賀キャンパス：0952-31-3001、

小城キャンパス 0952-37-0249）